

“KANAGAWA” 福祉タイムズ

2004 11 No.636

発行日 2004年（平成16年）11月15日
毎月1回15日発行
発行所 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
TEL045-311-1423 FAX045-312-6302
<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/>
編集発行人 平本邦夫
定 価 100円（税・郵送料込）
印刷所 株式会社 神奈川機関紙印刷所
昭和27年1月30日 第三種郵便物認可



「メチャメチャいい出会い」障害者地域作業所木曜クラブの援助者・山口菜実さん(左)は、1年半前何も知らずに作業所に入った。素の自分を出すことで最初はぶつかったが、次第にその実直さが利用者に受け入れられ、「なみちゃん」と呼ばれた時はとても嬉しかったという。「何故か分らないけど楽しくて、この仕事がすごく好きになりました。朝辛くてもここに来ると楽しいし笑って帰れます。以前はなぜ避けていたのかと思えるくらい、メチャメチャいい出会いを感じてます」と笑顔で話す。(写真・文 菊地信夫)

あんどる

世の中は、合併問題でゆれています。僭越ながら、私の心もゆれています。

野球ファンとはいえない私も、球史上初めて行われた「スト」の重大さにテレビを食い入るように見入った次第です。経営者側が、「選手やファンの気持ちを考えていない」と報ずる新聞もありました。その後、来年度に向けて明るい展望となり、ストは一度だけで回避されましたが、事の起こりである合併は実施され、一球団は消滅する見込みです。

生涯一球団を誓い、親子三代球場に通い続けた熱烈なファンも多いはずですが。

「何故?」、「本当にそれしかないのか」。手を振り上げ、声をからし、全身で声援を送り続けた名前が消える。一人ひとりの胸に去来するものはないでしょうか。

今のままでは存続できないということが、市町村合併の理由です。良き結果を願って、決定に至った経過や決定そのものは是非については、歴史の検証にゆだねるしかありません。

しかし、消え去る運命にあるからこそ、言葉にできない、言葉にしない寂しさや悲しみがあることを知って欲しいと思います。

ここで一句「猛牛の消え去る姿が身なり」

津久井町社協事務局長補佐 両角美雄

目次.....CONTENTS

かながわ権利擁護相談センターの相談実績から.....	2・3
スペシャルオンラインピクチャーチャット.....	4
消費税法改正のあらまし.....	5
健康で明るい「福祉社会かながわ」へ.....	6
長寿社会開発センターいきいきはつらつ.....	7
連載・つながりをもとめて(8).....	10・11

かながわ権利擁護相談センターの相談実績から

「かながわ権利擁護相談センター・あしすと」（以下、あしすと）は平成10年10月、介護保険制度がスタートする一年前に開設されました。

これまであしとでは、障害者や高齢者の自己決定の尊重を理念に権利擁護の相談を行ってきました。本人の日常生活の中で起こりがちなトラブルや権利侵害

に対して、どのようにしていくのか、本人の自己決定を基本に、問題の解決や生活の継続が行えるように支援しています。

今回の特集では、平成15年度権利擁護相談実績からの報告と、相談から見えてきた痴呆性高齢者を取り巻く現状について考えてみたいと思います。

昨年度の相談実績から

あしとでは、高齢者や障害者に対する権利擁護の視点から、相談員と弁護士を中心に、時には地域の支援機関と連携を図りながら専門的な相談に取り組みんでいます。

昨年度の相談実績（専門相談総数一、三百五十六件）を見ると、財産関係に関する相談が最も多く（五三・二％）、次いで人間関係（二七・九％）・施設等処遇（二二・六％）・労働関係（四・一％）・その他（二・一％）となっています。

また、財産関係の相談は、財産侵害や金融消費トラブルなど弁護士の助言が必要とされ、法律相談につながるケースも多くあります。

相談対象者は、障害者関係が全体の約六割（五八・四％）を占め、内訳は、精神障害者、知的障害者、身体障害者の順になっています。

精神障害者と身体障害者は、障害者本人からの相談が多く、知的障害者は、本人以外の親・兄弟、施設からの相談が多い傾向にあります。

高齢者関係は約四割（四一・七％）で、痴呆性高齢者に関する相談が最も多く、主に子供・親族・配偶者からの相談が多くあるほか、ケアマネジャーやホームヘル

平成15年度相談対象者の状況

	知的障害者	精神障害者	身体障害者	痴呆性高齢者	寝たきり高齢者	虚弱高齢者	高齢者その他	合計
財産関係	140 10.3%	105 7.7%	103 7.6%	181 13.3%	4 0.3%	97 7.2%	92 6.8%	722 53.2%
人間関係	14 1.0%	72 5.3%	72 5.3%	35 2.6%		24 1.8%	26 1.9%	243 17.9%
労働関係	36 2.7%	5 0.4%	14 1.0%			1 0.1%		56 4.1%
施設等処遇	41 3.0%	58 4.3%	7 0.5%	45 3.3%	3 0.2%	14 1.0%	3 0.2%	171 12.6%
その他	40 2.9%	50 3.7%	34 2.5%	20 1.5%	5 0.4%	9 0.7%	6 0.4%	164 12.1%
合計	271 20.0%	290 21.4%	230 17.0%	281 20.7%	12 0.9%	145 10.7%	127 9.4%	1,356 100.0%

きており、相談対象となる本人を取り巻く家族そのものが問題を抱えている場合がしばしばみられます。相談される内容よりも、その背景に主たる問題があることも多く、相談開始から終結までの期間が長期になるケースも多くなっています。

パートナーといった支援者、福祉事務所や在宅介護支援センター、医療機関などからの相談もあります。その他の高齢者の場合は、ご本人からの相談が多くみられます。

相談内容は、障害者・高齢者に限らず、全体的に年々複雑化して

潜在化するニーズの発掘

ここで気になるのが、寝たきり高齢者に関する相談が、他と比較して低いということです。これは本人に必要な情報が届いていないか、たり、電話をかけるという行為自体が困難であることも予測されます。このような潜在化している問題を把握していくことも今後の課題と言えます。

福祉の制度改革により、適切なサービスを利用するには自ら情報を集めて選択し、決定することが求められています。

しかし、何らかの理由で判断能力が低下している方は、この決定に至るまでの行為が十分に行えないことがあります。そのため、日常生活の中で様々な問題に直面していると考えられます。

権利侵害を本人が認識できず、訴えることもできない状況に置かれていることも多く、事態がより深刻となつてから相談に至るケースも少なくありません。本人の意思を尊重した支援をしていくことが重要となっています。

痴呆性高齢者を取り巻く現状

国の試算では、我が国の高齢者人口の急増に伴い、痴呆性高齢者も確実に増加することが見込まれ

ており、財産管理だけでなく、介護を取り巻く問題が、今以上に深刻な状況に陥ることは避けられないと思います。

在宅介護では、家族など介護者が介護に追いつめられ虐待する状況に陥ってしまっても密室であるため、問題が表面化した時には非常に深刻な状況になっている場合があったり、年金や預貯金が本人のためではなく、家族が勝手に本人の了解なく使ってしまうなどの財産侵害の問題も起きています。また、子どもたちが介護と親の預貯金の使い道を巡り、本人の生前から相続争いにつながるような相談もあります。

さらに、悪質な業者による様々な手法の訪問販売などで、日常生活に必要な高価な製品の売買契約をしてしまうなど、消費トラブルに関する相談や、生活苦を理由に消費者金融から現金を借り、自己破産寸前となるケースなど、常に危険な状況にさらされているという現状もあります。

施設介護については、最近、国が定めた特養の施設運営基準で、原則禁止にされている身体拘束について、痴呆症状のある高齢者の徘徊などを抑止するために居室に閉じ込めたり、転倒を防ぐために、車いす等にベルトで固定する

などの拘束を行っていたという事件が報道されました。この施設では、利用者の通帳と印鑑の管理をしていましたが、親族からの申出があったとして、本人意思の確認がされないまま寄付金が引き出されていったことなどの問題も指摘されています。残念なことに、このような事態はまだまだ潜在している可能性があります。

支援者として考える

福祉・医療・保健・地域の住民など、身近な支援者の多くが、痴呆性高齢者など、判断能力が低下した方たちに対する権利侵害の実を、見たり聞いたりしているのにも関わらず、それを黙視したり、気がつかないうちに加害者になっていたりする可能性があることを認識する必要があります。

福祉サービス利用者の自己決定を尊重するとともに、残存能力を活用（自立支援）していくことは、介護保険制度や成年後見制度の理念として掲げられています。利用者の多くは判断能力が低下し、自らの意思を的確に伝えることが難しいことも少なくないため、本人の残存能力を活用できるように、物事を分かりやすくより丁寧に説明した上で、本人の意思を引き出すことが重要となります。時間が

かかる支援であることは否めませんが、しっかりとした認識を持つて支援する必要があります。

「特別相談会」を開催します

あしすとでは例年、遠方の方々や平日時間が取りにくいご本人や家族からの相談をお受けできるよう、「特別相談会」を県内各地で開催しています。本年度は、平成十七年一月二十九日に南足柄市で開催します。福祉に詳しい相談員と弁護士が、無料で様々な相談に応じます。

またこれに先駆け、南足柄市社会福祉協議会では、十二月二日に、福祉関係者等を対象にした講演会を実施します。講演は、重度の痴呆症状などがある場合や、本人の判断能力が衰えている方への支援システムである「成年後見制度」と「地域福祉権利擁護事業」についてその違いや、「権利」のあり方などについて弁護士の方に分かりやすく紹介いただく予定です。より一層、理解を深めていただければと考えています。

（詳細は、南足柄市社会福祉協議会 ☎0465-17212109まで）

求められる重層的な支援

権利擁護に関しての地域での仕組みづくりは、まだ十分に整備さ

れているとは言えない状況です。地域での様々な権利侵害を予防し、安心した生活を確保するためにも、重層的な支援体制整備が必要とされています。介護保険制度見直しの中でも、地域包括支援センター（仮称）の総合相談窓口機能の一つに、権利擁護に関する取り組みがあげられています。各関係機関がそれぞれの役割を適時適切に担いながら連携し、ネットワークを形成していくことが喫緊に必要とされていることを認識し、あしとが相談の中で培ってきた手法を生かして、今後の事業を考えていきたいと思います。

（あしと）

権利擁護「特別相談会」のお知らせ

専門知識を有する相談員や弁護士が、個別に相談に応じます（秘密厳守）。※相談料は無料です

【日時】平成17年1月29日（土） 10時～17時

【会場】りんどう会館（南足柄市関本403-2）

【対象】痴呆などで日常生活に不安のある高齢者や障害のある方（家族や関係者からの相談も可）



＜問合せ＞かながわ権利擁護相談センター（あしと）

☎045-312-1121代（内線3553）

FAX045-322-3559

スペシャルオリンピックス長野大会に向けトーチランスタート！

平成十七年二月二十六日から三月五日まで、世界八十カ国、二千五百人のアスリートが参加する、「第八回スペシャルオリンピックス冬季世界大会」が長野県で開催されます。スペシャルオリンピックスは、知的に障害のある方々の世界的なスポーツの祭典です。故ケネディ大統領の妹、ユニス・シュライバー夫人が、知的に障害のある方々にスポーツの機会を提供したいと、自宅の庭を開放して始めたデイ・キャンプがその始まりと言われ、四年に一度、夏季と冬季に開催されています。

今回、両季を通じてアジアで初の開催となる本大会を、一人でも多くの方に知ってもらおうと、現在全国各地で「トーチラン」（聖火リレー）が開催されています。本県でも、十月二日、トーチランのスタートを告げる式典が、JR新横浜駅前で催されました。

式典では、スペシャルオリンピックス日本理事長で、「500万人トーチラン」委員会委員長でもある細川佳代子氏が、「日本は世界屈指の先進国であるにも関わらず、障害のある方々への理解

や支援は、世界のどの国よりも遅れていると感じています。

心のバリアフリー



横浜F・マリノスの岡田監督も応援にかけつけ、県内初のトーチが点火台にともされた

500万人トーチランを応援してください！

この活動は、ボランティアの皆さんとサポーターの方々の寄付により支えられています。是非ご協力をお願いします。



Tシャツ
1,500円
男女兼用サイズ
(S・M・L・LL)

バッジ
ゴールドサポーター
(1口10,000円以上)
シルバーサポーター
(1口5,000円)



ステッカー
500円

◆ 045-222-13255

◆ 神奈川トーチラン実行委員会(SON神奈川事務局内)

本県のトーチランは、今後、週末を中心に十地域で開催された後、開催地の長野県に運ばれます。全国から集まった聖火は、ギリシャのアテネから世界各国の警察官や消防士らが運んできた、「国際法執行者トーチラン」の灯と一体となり、八日間の熱戦を照らしめます。

を広め、差別や偏見のない社会を作っていくために、皆さん是非ご協力ください」と挨拶。続いて、わが国の大会発祥の地、熊本県の阿蘇山で採火された聖火が第一走者に手渡されると、大会参加選手など五人が、横浜市港北区の横浜国際総合競技場までの約二・五キロメートルをつなぎました。

痴呆を映像と音声で体験する講習会開催

(社)長寿社会文化協会が、平成十四年から開発を進めてきた、「痴呆高齢者疑似体験プログラム」を活用した痴呆予防講習会が、十月六日に横浜市で開催されました。

プログラムはヘッドマウントディスプレイ(写真)から発せられる映像と音声により、痴呆の軽度から重度に至る過程で起こりやすい「トイレ探し」を体験するもの。痴呆のイメージや人の尊厳を損なわないよう配慮された内容から、高齢者の身体や精神の状態を体験できるだけでなく、環境への配慮や周囲の対応のあり方など、様々な角度から、痴呆を理解することができま



痴呆高齢者の目線や行動を疑似体験する参加者の方々

な角度から、痴呆を理解することができま。体験者からは、「記憶を欠いてしまい生活に支障をきたしてしま。不安で困ってしまった結果、様々な行動をしてしま。ということが理解できた」など、痴呆の印象が変わったという感想も聞かれたほか、「穏やかに暮らすことできる環境を整え、理解を広げていくことが大切」など、これからの痴呆介護の課題を示唆する声も聞かれました。

プログラムは今後、体験者からの意見を参考に改良が進められ、より良い介護の普及や介護予防に活用されていく予定とのことです。

◆ W A C ・ K A (代表・秋丸照雄)

044-811-5676

～消費税の事業者免税点制度と簡易課税制度の改正のあらまし～

平成15年度税制改正により消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から施行されています。
このうち事業者免税点制度と簡易課税制度の改正のポイントは、次のとおりです。

- **事業者免税点の引下げ（改正前3,000万円→改正後1,000万円）**
 - ◇この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。
 - ◇したがって、個人事業者については平成17年分から適用され、平成17年分は、基準期間である平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、納税義務が生じます。
 - ◇また、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用され、例えば3月末決算法人の平成17年3月期（H16.4～17.3）は、基準期間である平成15年3月期（H14.4～15.3）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、納税義務が生じます。
- **簡易課税制度の適用上限の引下げ（改正前2億円→改正後5,000万円）**
 - ◇この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。
 - ◇したがって、個人事業者については平成17年分から適用され、平成17年分は、基準期間である平成15年分の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を適用することはできません。
 - ◇また、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用され、例えば9月末決算法人の平成17年9月期（H16.10～17.9）は、基準期間である平成15年9月期（H14.10～15.9）の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を適用することはできません。
- **総額表示（税込価格表示）の義務付け**
 - ◇この改正は、平成16年4月1日からすべての課税事業者に適用されています。

〔詳しくは、東京国税局ホームページ（<http://www.tokyo.nta.go.jp>）をご覧くださいか、お近くの税務署または税務相談室にお尋ねください。〕

読者の声

―理解を広げることが大切―

私は鍼灸師として、この春から街の治療院に勤務しています。

来院される多くは高齢者の方で、腰や肩の不調を訴えられます。加齢に伴う身体機能の衰えも原因の一つだと思えますが、皆さんの話を伺ってみると、それ以外の原因で、体に不調をきたしている方が少なくないことが分りました。

その原因とは、「介護」です。自身が高齢にも関わらず、家族の介護をしている人が多くいるのです。中には「この方が？」とびっくりする位、年齢の高い方もいます。

ある男性は、毎日のように来院され、「昨日も一晩中、ばあさんのオムツを取り替えていたから眠れなかった。目まいがして腰が痛いよ」とこぼして帰ります。他の方も、しんどい身体をおして介護するのは辛いと訴えられます。

介護保険制度も始まり、地域の中にたくさんサービスが生まれてきているのに、どうして利用されないのか。そう疑問に思った私

は、皆さんに聞いてみました。

すると、「制度の内容が理解できない」、「どこに相談すればいいのか分からない」など、情報が十分でないために、サービスの内容や利用方法がきちんと伝わっていないこと。また、「自分たちで何とかできるところまでは面倒を診たい」、「他人の世話になりたくない」など、家庭の問題は家族が担うものという慣習が、依然根強く残っていることが分かりました。

一見介護に対して十分なシステムが整ったかのように見える日本ですが、その目的やしくみを繰り返し発信して、地域の方々の理解を広げていかなければ、いくらサービスが増えても、その機能を発揮することはできないと思います。私たち医療・福祉に携わる者の、大きな課題の一つと感じます。

（ウメツユキオ）

▶投稿をお寄せください◀

「福祉について思うこと」をテーマにした投稿をお待ちしています。他のテーマや本紙内容へのご意見ご感想でも結構です。分量は700字程度。匿名でも結構です。



郵送：〒221-0844
横浜市神奈川区沢渡4-2
FAX：045-312-6302
Mail：kikaku@jinsyakyo.or.jp
いずれも「県社協企画課タイムズ係」と明記のこと

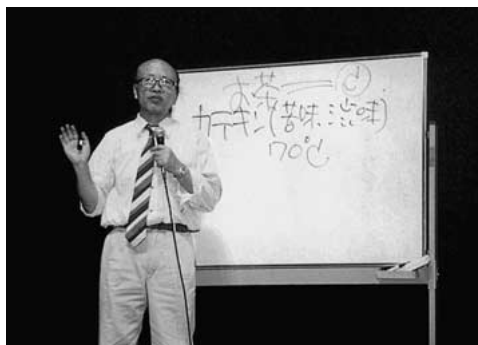
県社協のひろば

健康で明るい「福祉社会かながわ」へ

―「第五十三回県社会福祉大会」を開催―

去る十月二十一日、「第五十三回神奈川県社会福祉大会」を県内社会福祉関係者約千名の参加のもと、県立音楽堂において開催しました。当日は、台風二十三号の影響が残りの候が心配されましたが、第二部開始の頃には、秋の好天に恵まれました。

第一部の記念講演は、食文化史研究家で総合長寿食研究所所長の永山久夫さんをお招きし、「元気に長生きするための『100歳食入門』」と題してご講演いただきました。永山さんは終始楽しくお話を運ばれながら、お米やお茶、大豆（特に納豆）と野菜、魚を食べること。そしてよく笑い、明るく生きることが老化や病気を予防し元気に長生きする秘訣と話され、最後には、会場で大きな声で笑いき、講演を閉じられました。



お茶や納豆など親しみやすい食材の成分を紹介しながら、元気に過ごすための良い摂取方法等を説明する永山さん

第二部の式典では、多くの来賓の方々にご臨席いただく中、県内福祉の向上に長年に渡

り尽力された方々に対し、表彰、感謝の授与が行われました。

受賞者の内訳は、県介護賞（九人）、社会福祉関係者知事表彰（六十四人、十六団体）、ホームヘルパー知事表彰（三人）、共同募金運動功労者知事表彰（三十三人、七団体）、県民生委員・児童委員永年勤続表彰（五人）、県社協会長表彰（六百七人、九十七団体）、県社協会長感謝（三百五十七人、十団体）、県共同募金会会長感謝（個人百四十六人、団体二十三団体、委嘱職員二十四人）でした。

受賞者代表で挨拶した赤井英子さん（富士見保育園園長）は、「受賞を新しいスタートとして、この感激を忘れずに地域のリーダーとして活動していきたい」と語られました。

（総務課）

福祉用具を身近に感じてみよう！

―「福祉用具の日」記念イベントから―

毎年十月一日は、平成五年に制定された「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」の施行にちなんで、福祉用具を適切に普及していこうと定められた、「福祉用具の日」です。本会かながわともしびセンターでも、より「福祉用具」を身近に感じてもらいたいと考え、去る十月九日、かながわ県民センターで「福祉用具の日」記念イベントinかながわを開催しました（主催・本会、(社)日本福祉用具供給協会南関東支部神奈川県ブロック）。

この日はあいにく大型台風が本県に接近しており、開催地の横浜市も大荒れの天気だったにもかかわらず、多くの方が来場されまし

た。

午前中は、福祉用具の研究者・市川冽氏による、福祉用具を使った移乗方法について、実演を交えながら学びました。

午後は、親しみやすい人柄で人気の、タレント・藤村俊二氏による講演会を開催しました。

どんなに忙しい時でも、閃いた「ちょっとした言葉」を、必ずメモにとつてから一日を終えると話す藤村さん。講演の中でも、とっておきの「言葉」の数々をご披露くださいました。また、様々な大病を乗り越えてこられた体験談などを、ユーモアを交

じえながらお話いただきました。

最後は、「元氣・勇氣・陽氣がいくつもの波を日々乗り越えていくための、三つの『き』。でもその三つでも、どうにもならないことがある。その時に出てくる四つめの『き』は、『時』なんですよ」と締められました。

イベントの最後は、来場者が参加するお楽しみ抽選会を開催しました。高級ブランドのバックがあたった幸運な方もいらっしやるなど、会場は和やかな雰囲気になりました。今後も、福祉用具をより身近に感じていただくべく、様々な催しや講習会を開催していく予定です。皆さん是非ご参加ください。

（バリアフリー普及課）



福祉用具研究の第1人者である市川さんから、福祉用具を効果的に活用した移乗の方法についてご紹介いただきました

かながわ長寿社会開発センター

いき² はつらつ

高齢期を健康で、いきいきと過ごしたいー
明るく活力ある長寿社会の実現に向けた取
り組みを紹介します。

〈問合せ〉 ☎045-311-8734 FAX045-312-6302
http://www.nenrin.or.jp/kanagawa/

がむしゃらに働いてきた自分が、第2の 人生のヒントを見つけることができた

9月25日に県社会福祉会館で開催しました、「第1回
かながわシニア活動交流シンポジウム～地域で創る 生
き生きセカンドライフ・チャンス（機会）・チャレンジ
（挑戦）・クリエイション（創造）」の様子をご紹介します。

去

る九月二十五日、県社会福
祉会館で「第一回かながわ
シニア活動交流シンポジウム」が
開催されました。

この催しは、本紙九月号でご案
内した通り「地域で創る 生き活
きセカンドライフ・チャンス（機
会）チャレンジ（挑戦）クレエー
ション（創造）」をテーマに、定年
退職後のセカンドライフを、いか
に充実したもので楽しいものにす
るかについて、シンポジウムを始
めとした様々な企画を通して考え
るものです。

シ

ンポジウムは、定年退職後
に地域で活動しているシニ
アグループの事例をもとに、今回
のテーマについて考えるもので、
コーディネーターである青葉OB
サロンの増山利夫さんの進行によ
り進められました。

パネラーの(N)eeNakama
の磯部裕三さん、じゃおクラブの
率川清昭さん、かながわ男性ボラ
ンティアクラブの藤田尚志さん、
神奈川県労働者福祉協議会の田畑
稔さんらが、自身の体験を通し
て、どのように会社人間から地域
人間に変身したのかを、それぞれ
の立場から発表されました。ま
た、同じくパネラーの神奈川健康
生きがいきづくりアドバイザー協議



シンポジウムではパネラーの皆さんの失敗談や成功例などを通じ、
地域の中で活動を作っていくことの大切さについて語り合いました

会の阿部伊代子さんからは、妻の
立場からどのように夫を支援した
かについて発表がありました。特
に田畑さんの発表による、本年実
施した「シニア世代の実態調査&
生きがい調査」のアンケート結果
からは、シニア世代が考えるセカ
ンドライフの実態が浮き彫りにさ
れました。最後に、各パネラーか
らいいきいきとしたセカンドライフ
を送るために、「とにかく行動す
ることが第一」、「会社の手書きを
捨てること」、「日々の生活で家族
を頼らず自立を心がけること」な
どのアドバイスがあり、参加者か

らも「自らチャレンジすることの
重要性が分かった」、「定年後が自
分の本当の人生ではないかとい
う、追い求めて行くキーワードを
掴むことができた」との声があ
がりました。

午

後は「地域で自分を活かす・
第二のプロフィールのつく
り方」というテーマで、(株)自分楽
研究所の崎山みゆきさんを講師に
招いたセミナーが開かれました。
仕事や趣味を通じて得た知識や技
術という財産を、地域の中で活用
していくために、どのように自分
をアピールするのか。その方法の
一つとして、第二の履歴書づくり
についてご紹介され、参加者も熱
心に耳を傾けていました。

他

にも、シニアグループによ
る活動紹介コーナーや、健
康度・元気を測定する健康チェ
ックコーナーのほか、パソコンを
使った余暇診断コーナー、年金を
はじめとしたライフプラン相談コ
ーナー、耳栓や特殊眼鏡・手足に
重りを装着して高齢者になった時
の身体機能の低下や心理変化を擬
似体験するコーナーなども催さ
れ、多くの方々が、地域に根付い
た活動を行うことの大切さを感じ
た一日となりました。

新着図書・資料

図 書

読んでみよう!

★介護ストレス解消法く介護保険後の戸惑う現場へ(堀之内高久、中央法規)
介護に携わる人が、ストレスとう向き合い、克服していけばよいのかという方法について、多くの具体例を示しながら述べた一冊。

★はじめての精神科く援助者必携(春日武彦、医学書院)

★5分できる口腔ケアく介護のための普及型口腔ケアシステム(角保徳・植松宏、医歯薬出版)

★ケアマネジャーの医療知識く生活障害

私のおすすめの1冊

「プロカウンセラーの聞く技術」
東山紘久 著



城山町民生委員児童委員協議会
会長 細川 満

著者は臨床心理士である。プロのカウンセラーとして人の話を聞くことが仕事だ。その立場から、聞く技術を習得していれば、大切な人との人間関係が構築でき、信頼感を得ることが可能だと説く。

私たちちも地域の人の悩みごとを聞いたり、相談に応じる機会が多い。その中で、特に相談者との信頼関係をどう築くかが大きな課題になっている。この本は、そんな課題にもズバリ答えてくれる。第1項の「聞き上手は話さない」から第31項の「沈黙と間の効用」まで。どこを開いても「なるほど、そうだったのか」と、納得すること請け合いである。



2000年刊、創元社
定価1,470円(税込)

にアプローチする(ケアマネット)ふじのくに、中央法規)

★保育園の園内研修(清水玲子、筒井書房)

★介護保険制度入門く成立の背景・法のしくみ・制度の見直し(長谷憲明、瀬谷出版)

★リハビリテーション医学の父くハワード・ラスク自叙伝(ハワード・ラスク、石沢英司、筒井書房)

資料

★成年後見制度利用の手引き(ばあとなあ神奈川 神奈川県社会福祉士会)

成年後見制度の利用や法定後見制度、任意後見制度についての紹介、さらに、公正証書作成等にかかる費用等についてわかりやすくまとめている。

★介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書(厚生労働省)

★入所施設とグループホームで暮らす痴呆性高齢者・知的障害者の金銭管理と権利擁護に関する調査研究(独立行政法人国民生活センター)

★誰もが安心して暮らせるまちく横浜市地域福祉計画(全市計画)(横浜市)

★横浜市福祉調整委員会く平成15年度運営状況報告書(横浜市福祉調整委員会)

★子どもの虐待予防スクリーニングシステム活用の手引き(第2版)(東京都南多摩保健所)

★ホームヘルプサービス事業従事者雇用実態調査報告書(北海道社協)

★提供済み自助具のデータ分析及び実態調査(大肢協自助具の部屋)

★あーすフェスタかながわ2004くみんなで育てる多文化共生(同実行委員会)

「福祉資料室」をご利用ください!

閲覧室のほか、文献検索、利用相談等のサービスを行っています。

◆利用時間: 月~金(第3金曜、祝日、年末年始等を除く)の9時~17時

◆問合せ: ☎ 045-311-8865
FAX 045-313-9341

◆インターネットでの資料検索
<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/tosyo/>

~「新着情報コーナー」ができました。ぜひご利用ください!~

今月のいちおし クリック!

「チャレンジ・サイト」のホームページをご紹介します

男女共同参画社会の実現に向け、女性のチャレンジを支援する内閣府のサイト。女性が再就職や起業、キャリアアップ、NPO活動など、様々な分野の活動に挑戦するために、育児や介護との両立に必要な情報を効率的に入手できるよう、各種支援機関に関する情報や、女性を応援している個人や団体の活動事例などが紹介されています。



<http://www.gender.go.jp/e-challenge/>

Information

日本社会福祉弘済会社会福祉助成事業

- ◇対象活動Ⅱ①研修事業（福祉サービスのあり方や専門知識、技能の習得等をテーマとして開催される集合研修事業、福祉施設職員等が幅広い視野と専門性を持って支援業務に携わるために、他施設・団体などで一定期間実習する派遣研修事業）、②研究事業（社会福祉関係者の専門性の向上、現任訓練の方法や体系、また就労、福利厚生などをテーマとする調査研修事業、各福祉分野の先駆性のある事業の実践を通して行われる成果、課題のまとめなどの実践研究事業）
- ◇対象団体Ⅱ社会福祉事業や施設運営、福祉活動等を目的とする社会福祉法人、福祉施設、民間団体、グループ（法人格の有無は問わず。営利団体、個人は不可）
- ◇助成額Ⅱ事業全体の80%以内で、①は50万円、②の調査研究事業は100万円、実践研究事業は50万円を上限
- ◇〆切りⅡ12月10日（金）当日消印有効
- ◇問合せⅡ（財）日本社会福祉弘済会
☎03-3846-1217
FAX 03-3846-1218
- ◇「コンサート」姫由美子と素敵な仲間たち
- ◇内容Ⅱがんによる疼痛を始め、様々な

「新潟県中越地震災害義援金」の募集

10月23日に新潟県で発生した大地震により罹災した方々を支援するため、皆様の温かいお心をお寄せください。

- (1)郵便振替口座（12月30日（木）まで受付）
【口座番号】00630-5-14477
【口座名義】社会福祉法人新潟県共同募金会
※送金手数料免除（通信欄に「新潟県中越地震」と明記）
- (2)銀行口座（12月30日（木）まで受付）
【口座番号】第四銀行 白山支店 普通預金 1579383
【口座名義】社会福祉法人新潟県共同募金会
※第四銀行本支店間での振込みのみ送金手数料免除
- (3)現金書留（11月24日（水）まで受付）
【あて先】社会福祉法人新潟県共同募金会
【住所】〒950-0994 新潟市上所2丁目2-2
新潟ユニゾンプラザ3階
※郵送料免除（あて先欄に「救助用」と明記）

<問合せ>（福）神奈川県共同募金会

☎045-312-6339・FAX045-313-2529

※県社会福祉会館（横浜市神奈川区沢渡4-2）に募金箱が設置されています
※本会ホームページ（<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyu/>）で関連情報を随時更新中です

- 症状で苦しんでいる患者さんの症状を和らげ、ケアを行うホスピスを支援するためのチャリティコンサートです
- ◇出演Ⅱ日野原重明（聖路加国際病院理事長）、姫由美子、鳳蘭、笹潤子（元宝塚歌劇団）
- ◇日時Ⅱ11月28日（日）18時開演
- ◇会場Ⅱ横須賀市文化会館大ホール
- ◇入場料ⅡSS6千円、S5千円、A4千円（全席指定）
- ◇チケット販売Ⅱ横須賀芸術劇場チケットセンター（京急・横須賀中央駅モアーズセンター1階）で直接購入、又は実行委員会にFAX045-701-4563で申込み

- ◇問合せⅡコンサート実行委員会
☎045-701-4563（有村）
- 寄付金品あつがとぎやうまつた
- 【一般寄付金】▽田中良平▽広瀬公子▽脇隆志▽小沢洋子▽水野恵子▽浅野久男【交通遺児援護基金】▽神奈川県設計協同組合連合会【子ども福祉基金】▽ジャパン・カインドネス協会【としび基金】▽C・M・F事務局▽港栄館▽（株）ホテル観山▽富士シティオ（株）FUI倉見店▽横浜エクセルホテル東急▽日本信販（株）横浜支店▽沼倉清治▽佐藤和枝（計六二、三九一円）
- 【寄付物品】▽神奈川県定年間問題研究会▽神奈川県石油業協同組合▽神奈川県健康保険組合▽e Nakama（敬称略）

NTTファシリティーズ

社会福祉施設の企画、設計・監理、リニューアルから維持管理まで総合的に施設づくりをお手伝いします。

東京都港区芝浦3-4-1

☎0120-72-73-74

TEL 03-5444-5000

E-mail: info@ntt-f.co.jp

<http://www.ntt-f.co.jp/architect/index.htm>

あなたの情報発信のお手伝い

デザイン・印刷・ホームページ制作



きかん印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700代 FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1768 FAX045(780)1598
<http://www.kki.co.jp/>

多様な生き方をどう支援していくか ①

前回までは、高齢者の「虐待」や「高齢期の住まい方」から、介護者などを支える視点や尊厳を重視した生活のあり方などを考えました。
今回からは、支援費制度の施行などにより、サービス利用者自身の自己責任や決定を支えるしくみづくりが急務となる中で、障害のある方々を取り巻く問題について考えます。第一回の今回は、「知的障害者の在宅生活支援」を行う、「つるみ地域生活支援センター」（以下、センター）の自立生活アシスタント・斉藤達之さんにお話を伺いました。

在宅で生活する知的障害者の数

平成十二年度に、厚生労働省が行った知的障害児（者）に関する調査によると、全国四十五万五千五百人の知的障害児（者）のうち、在宅生活者は三十二万九千二百人。施設入所者の十二万六千三百人を大きく上回り、全体の七二％を占め、増加する傾向にあります。

施設や学校以外で、地域活動に参加しているかという問いに対しては、全体の六七％を超える方が「ほとんど参加しない」、「参加したことがない」と回答。様々な社会資源の情報を在宅生活者にいかに効率よく提供し、有効活用してもらうかが課題といえます。

困っている人の掘り起こしから

センターで行う「知的障害者自立生活アシスタント派遣事業」（以下、事業）は、地域活動ホームな

どを運営する施設の職員が「自立生活アシスタント」として、地域で生活している知的に障害のある方を対象に、生活相談や助言、対人支援などを行う事業です。

「平成十三年に、市の委託事業として活動を開始しました。主に、衣食住や健康管理、消費生活、余暇活動などに関する支援を行うほか、家族や近隣の方々などとの人間関係の調整や職場・通所施設等との連絡調整などを行っています。現在登録されている方は、二十代から六十代までの二十七名。多くは地域で一人で暮らしているあるいは、障害等のある方々だけの世帯で生活されている人です」と斉藤さん。

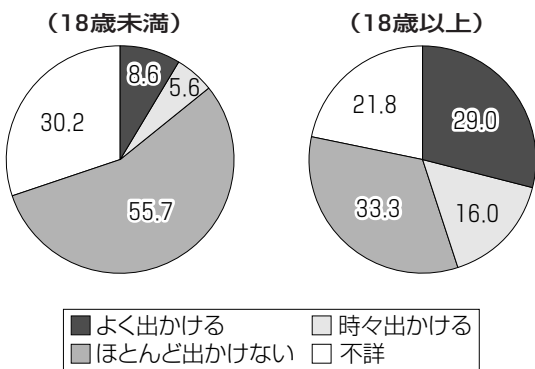
開始当初の悩みは、対象者を、どのように把握するかだったとか。「センターの母体である（福）大樹では、地域活動ホームを運営しながら施設利用者の支援を行ってき

ました。しかし、在宅生活者の方々が地域のどこに住んでいるのか、また、どんな支援を求めているのかなど、情報全てを把握している訳ではありませんでした。同時に、多くの方は自分で情報を得ることが難いため、すすんで支援を求めてくるということは考え難いという現状もありました。そこで、これまで地域の多くの問題に対応してきた区の福祉保健センターに協力を要請し、担当のケースワーカーさんと話し合いながら、対象者を絞り込んでいきました」と、当時のご苦労を話されます。

その人らしさを大切に支援

対象者の希望に応じて、支援を

在宅生活者の1人での外出状況(%)



厚生労働省「平成12年度知的障害児（者）基礎調査」より一部抜粋

行うことが原則の本事業ですが、自分の生活課題を認識することが困難な方々も少なくないため、直接希望が上がつてくることは難しいのだと斉藤さんは話します。

「困っていることはありますか？」と伺っても、皆「特にありません」と答えられます。でも何度か家に足を運んでみると、ひどく不衛生な環境で生活していたり、偏った食生活をしていたり、社会とのつながりが持てず孤立しているなど、様々な課題が見えてきます。当初はその良し悪しを、自分の価値観や概念だけで判断して援助した結果、対象者の心を傷つけてしまい、関係が悪くなってしまうことも少なくありませんでした。その時、どんな状況であっても、その人の生活は、自分だけの大切な世界なのだと意識すること。その世界観を壊すことなく、いかに生活の幅を広げてあげられるかが、この活動で一番大切なことだと気付かされたのです」

本当の社会的自立を求めて

それぞれが築いてきた生活を、尊重する姿勢を持つことが重要と話す斉藤さんの言葉の裏には、意思が適切に表現できないために、人格を損なわれがちな方々の姿を垣間見ることができます。

ひと・ネットワーク 145

「横のつながりを大切に」

知的障害者通所更生施設デイセンター永耕
引沼有香子



7カ月。私がデイセンター永耕の一員となって、あっという間に月日が流れました。それまでは、大学で4年間福祉を学びロールプレイ等の演習を重ねてきました。が、実際の現場に立って私が感じたのは、新鮮さであり、活気であり、何よりも大きな戸惑いと不安でした。

当初は「どう動いたらいいのか」と、右往左往する毎日。電話に出ることすら緊張しました。「利用者とその家族とどう関わりを持つのか?」、「記録はどう書くのか?」と戸惑うことが多くありました。そんな中、先輩職員の動きを観察したり、実際に指導をしていたきながら日々努めてきました。

6月以降、県社協主催の新任施設等職員研修にも参加しました。現場を離れての研修を行うことで、それまでの自分を省みることができました。とりわけ記録の書き方の演習は、自らの記録の癖を知る良い機会となりました。研修内容自体もとても充実しており、楽しい時間でした。特にグループワーク演習では、支援のあり方を知ると同時に、メンバー一人ひとりの多様な視点を持って、演習に臨むことができました。

また研修には、老人施設の方や同じ知的障害者施設でも授産施設の方、入所施設の方、経験年数の多い方と、あらゆる方々が参加していました。休憩時間に他施設の方とお話しをする貴重な時間も、この研修で得られることができました。新任で戸惑いを感じている方に共感し、施設で新しいことに挑戦している方の情熱を感じることで、私自身も大きな励みとなりました。同じ福祉に従事する方との横のつながりの必要性を強く実感しました。

そして現在、少しずつではありますが、視野を広げ支援にあたっています。これからも、常に目標をもって臨みたいと思っています。加えて、他施設の方との交流を大切に、共に高めあっていけるような関係を築いていけたらと思っています。

「自信を失って、人と関わることを避けてしまう方も多いため、できるだけ時間をかけて信頼関係を作っていくようにしています。関係が良くなってくると、生活の様子や言葉の端々の中から、その人の生活がもつと良くなる可能性を秘めたキーワードが自然に見えてくる。そこに焦点をあてて、対象者と一緒に考えながら少しずつ前進していくことで、本来の課題が解決していくものと考えます。反面、親密な関わりを持つことが依存度を高めてしまい、結果、その人の『自立』が遠のいてしまうという問題も懸念されます。支援の到達点をどこに据え、その結果をどう評価するか。そこ

から生まれた個々の新しい課題を、どのようにして次の社会資源へつないでいくかが今後の課題です」と結んでくださいました。

地域生活を支えるために

知的に障害のある方々の在宅生活を支えるために必要な視点をまとめてみました。

- ① 家族や関係者だけでなく、人や地域との接点を広げる橋渡し役となる人づくり
- ② 生活の中の様々な問題を抽出し、多様な支援に結びつけるマネジメント機能をもった中核機関の必要性
- ③ 気軽に集え、就労や余暇活動などの情報が得られる場の確保

知的障害者の生活相談等を行う施設(本会把握分)

名	称	☎
1	つるみ地域生活支援センター	045-511-2115
2	中区本牧活動ホーム生活支援センター	045-628-3572
3	港南中央地域活動ホームそよかぜの家	045-847-0230
4	偕恵第1いわまワークス	045-336-0928
5	てらん広場	045-373-9667
6	白根青年寮	045-953-3307
7	集(つどい)	045-751-8707
8	しんよこはま地域活動ホーム	045-531-4400
9	東やまた工房	045-591-2728
10	であい	045-811-2442
11	SELP・杜	045-897-2020
12	地域生活支援センター・しらね	045-955-1341
13	ふじみ園知的障害者生活支援センター	044-233-9949
14	川崎市中部地域知的障害者生活支援センター	044-431-6641
15	知的障害者生活支援センターつくし	044-588-8898
16	川崎市北部地域知的障害者生活支援センター	044-811-2520
17	知的障害生活支援センターらいむらいと	044-870-5236
18	くさぶえ障害支援センター	044-888-6692
19	川崎授産学園生活支援センター	044-955-7851
20	柿生学園知的障害者生活支援センター	044-987-1511
21	川崎市西部地域知的障害者生活支援センターしらし園内	044-988-8131
22	ひらつか生活・就労支援センター	0463-32-5325
23	サービスセンターばる相談室	0466-28-1488
24	(N)神奈川県障害者自立生活支援センター(担当:高橋)	046-247-7503
25	(N)あつぎ障害者自立生活支援センター	046-297-3908

※1～11は知的障害者自立生活アシスタント派遣事業実施施設



超高齢化地区での見守り活動の実践

千丸台地区社会福祉協議会(横浜市保土ケ谷区)

千丸台地区は、横浜市保土ケ谷区新井町にある県営千丸台団地一帯を中心とした閑静な住宅地で、緑と坂の多い地域です。人口は約二千六百人。団地の入居制限もあり、高齢化率は約六割と非常に高く、救急車の出勤も頻繁に行われています。

高齢化に伴う課題は多く、解決のための取り組みは行政頼みでなく、地域が率先してやらざるを得ない状況となっています。

幾重もの見守り活動

取り組みの中心にある見守り活動は、月一回の「市区あんしん訪問事業」のほか、配食サービスやミニ懇談会周知の際にも、お年寄りなどの安否確認をしています。

また、地域交流も兼ねた見守りの一つ「花一輪訪問活動」は、児童福祉部会で育てた花を高齢福祉部会がお年寄り宅などへ届け、同時に安否確認も行うというものです。お年寄りの心に安らぎを与え、という効果も期待できる、特色ある見守り活動の一つとなっています。



ふれあいサロンでは地域の高齢者の方々が様々な活動を通じ交流を深めています

ます。このように千丸台地区には幾重もの見守り活動があります。これは「不慮の事故を防ぎたい」などの強い意志が地区全体にあるためです。

支援活動の広がり

地域住民への支援活動「ふれあい移送サービス」では、ボランティアによる車での外出支援をしています。この利用券は、希望者の自宅にあえて訪問し手渡しする

ことで、ここでもさりげない見守りにつなげています。また、買い物や掃除など軽度の支援を行う「在宅支援補助サービス」では、お年寄り以外に、障害児を抱える母親や心の病を抱える若年への支援も見逃せない状況にあります。

きめ細かな情報交換

地域の情報交換には、市推進事業で地域ケアプラザがすすめる「地域支えあい連絡会」と、地区社協独自の「地域情報連絡会」があります。両者とも地域の課題等を情報交換し、支援を考える機会ですが、後者では民生委員や行政関係者、また臨機応変にメンバーを加え、より身近なレベルでの地域の情報交換と支援策の話合いをしています。これら情報交換により、様々な立場から地域を「診る」ことができるようになっていきます。

「見守りには、対象者の負担にならぬよう配慮が必要で、低予算のなか工夫した取り組みを続けた」という南出俊男・地区社協会長の思いのもと、これからも超高齢化地区での様々な活動を実践していきます。

(地域活動支援課)

※本年度の県社会福祉大会で、優良地区社協として表彰されました。

一社会福祉施設の設計監理一

株式会社 安江設計研究所
YASUE & ASSOCIATES' Inc.

東京都港区高輪2-19-17-808

TEL03(3449)1771代/FAX03(3449)1772

E-mail: BCH12011@nifty.com



A保育園(川崎市)



新築・増築・改修等お気軽にご相談ください